

規程等審議委員会規程

(根拠)

第1条 一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）の定款に基づく目的達成、事業運営に関して、必要な諸規程の整備充実を図るために、規程等新議員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(審議・所管事項)

第2条 委員会は、常設とし、理事会が諮問した本協会の運営に係る規程等の制定並びに改廃について審議し、理事会に答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって構成し、そのうち1名を委員長とする。
2 委員長には、代表理事が就任する。
3 委員は、各理事の他に、学識経験者若干名を理事会に諮って、代表理事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。
3 委員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければその議事を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表明した者は出席者とみなす。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
4 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取する事が出来る。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。
2 この規程の改廃は、理事会の議決による。